

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、患者さんの診療に必要な情報を安全かつ円滑に共有し、より質の高い医療を提供するため、電子的診療情報連携体制を整備しています。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算とは

医療機関が、電子的な方法により他の医療機関等と診療情報を共有できる体制を整えている場合に算定される加算です。

当院では以下の体制を整備しています：

- ①電子的に診療情報を取得・活用できるシステムを導入
- ②他医療機関との安全な情報連携ネットワークを構築
- ③診療情報の適切な管理・保護体制を確保
- ④必要に応じて、紹介元医療機関等から電子的に診療情報を取得

■ 加算の算定について

電子的診療情報連携体制整備加算

※診療報酬点数表に基づき算定します。

■ 個人情報の取り扱いについて

電子的診療情報の共有は、関連法令に基づき適切に管理され、患者さんの同意なく第三者に提供されることはありません。

■ 患者さまへのお願い

より安全で質の高い医療提供のため、診療情報の電子的共有にご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月 新居浜協立病院